

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に運転手として雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において配送業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内の倉庫において荷積み作業に従事していたところ、左半身麻痺を自覚したため、D病院に救急搬送され、「右被殻出血」と診断されて入院加療を受けた後、複数の医療機関において療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及び医学的意見からみて、決定書理由に説示するとおり、右被殻出血による身体性機能障害である左上下肢の運動感覚麻痺及び高次脳機能障害であると認められる。

(2) 治癒後残存する障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、決定書理由に説示する障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に従って判断することとされており、当審査会としても、認定基準に基づき、上記の各残存障害について検討する。

ア 身体性機能障害である左上下肢の運動感覚麻痺について

(ア) 請求人は、要旨、左上肢から左下肢にかけて常時しびれやビリビリ感があって左半身が麻痺しており、左利きのため文字を書くのは3行くらいが限度で、それ以上書くと指先が動かなくなってしまう、また、左足もじっとしていると固くなって動きが悪くなり、踏ん張りがきかず、左右にぶれてしまうと述べている。

(イ) この点、E医師は、平成〇年〇月〇日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、障害の部位を左上下肢と診断するとともに、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、弛緩性の片麻痺であって、左上肢の麻痺の程度は軽微であるとする一方で、その他の身体の障害の状態として、左上下肢に軽度の麻痺があるとの意見を述べ、また、F医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、左下肢の麻痺の程度は軽微に相当するとする一方で、軽度の左片麻痺を認め、左上下肢には軽度の障害が残存するとの意見を述べており、左上下肢の麻痺の程度は明確ではない。

(ウ) そこで、当審査会において、請求人の診療録等を含む一件記録を改めて精査したところ、G病院からD病院宛ての回復期リハビリテーション経過報告書には、平成〇年〇月〇日の時点において、ADLは全て自立レベルであり、著明な麻痺はみられないと記載されていることが認められる。また、H整形外科の診療録のうち、平成〇年〇月〇日の項には、要旨、クラッチ車の運転はできないが、日常生活はほぼ問題なく、自転車やジョギングも問題はないと記載され、しかも、D病院における平成〇年〇月〇日の診療録には、「車の運転のOKは出ていないが、自己判断でしている」と記載されており、請求人も、本件公開審理において、要旨、オートマチック車の運転をしていると述べている。

(エ) そうすると、請求人には、左上下肢に麻痺が残存していると認められるものの、入浴やトイレなどの日常生活には大きな支障があるとはいえないことから、その程度は軽微なものであると判断され、「通常の労務に服することはできるが、身体性機能障害のため、多少の障害を残すもの」に該当するとみるのが相当であるから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

なお、請求人は、要旨、請求人は左利きであることから、労働能力の喪失の程度を検討するに当たっては、この点を考慮すべきであると主張するが、認定基準によると、労働能力とは、一般的な平均的労働能力をいうのであって、被災労働者の年齢、職業、利き腕、知識、経験等の職業能力的諸条件については、障害の程度を決定する要素とはされていないことから、その主張を採用することはできない。

イ 高次脳機能障害について

(ア) 請求人は、要旨、突然怒り出すことがあるが、なぜかは分からないし、文字を書くときに簡単な文字が思い出せないことやたまに計算を間違えるときがあると主張している。

(イ) この点、E医師は、上記診断書において、短期記憶障害があると診断した上で、上記意見書において、要旨、①意思疎通能力、②問題解決能力、③作業負荷に対する持続力・持久力、④社会行動能力の4つの能力のうち、③が多少喪失、④がわずかに喪失、①及び②は障害なしとの意見を述べている。

(ウ) 上記の申述等からすると、請求人は、上記①から④までの4つの能力のうち、1つ以上の能力が多少失われているものと判断され、「通常の労務に服することはできるが、高次脳機能障害のため、多少の障害を残すもの」に該当するとみるのが相当であるから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

なお、請求人は、要旨、作業負荷に対する持続力・持久力の程度は大幅に喪失していると主張しているが、これを裏付ける医学的根拠は見いだせない。また、請求人は、I医師が作成した平成〇年〇月〇日付け意見書を引用し、要旨、請求人には、言語性優位の全般的な記憶力の低下や動作性・非言語性知能の明瞭な低下など、かなりの程度の高次脳機能障害があり、特に平易な労働以外の労務に服することができない状況に相当すると判断されるから、高次脳機能障害の程度は障害等級第7級を下回らないと評価するのが相当であると主張している。しかしながら、障害補償においては、傷病が治癒したときに残存する精神的又は身体的な毀損状態を評価し、その程度に応じて障害等級が決定されるものであるところ、I医師の意見は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に、請求人に対して実施された各種の検査結果に基づき、当該時点における請求人の障害の程度を評価したものであって、治癒時点における障害の程度を評価するものではないから、その当否を判断するまでもなく、I医師の意見に基づく請求人の主張を採用することはできない。

(3) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級第9級を超えるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。